

## シニアルネサンス研究会 規約

- 第1条 (名称)** 本会は「シニアルネサンス研究会」と称する。
- 第2条 (所在地)** 本会を次の所在地に置く。  
〒675-0188 加古川市平岡町新在家 902 番地の 3
- 第3条 (目的)** 本会は、シニア活躍社会の実現により、超長寿がもたらす恩恵を、シニア個人のみならず、社会全体をとらえて最大にすることを目的とする。
- 第4条 (構成員)**
1. 本会の構成員は会の目的に賛同する会員で構成される。
  2. 会員は申し出により任意に加入・脱退を可能とする。
- 第5条 (役員)**
1. 本会は次の役員を置く。  
会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名の他、必要に応じた役員を選出する。
  2. 役員の選出は毎年総会で行う。役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
  3. 会長は当会を代表し、副会長他の役員は会長を補佐し、事務局長は本会の庶務および会計を担当する。
- 第6条 (運営)**
1. 総会は出席者の過半数の同意をもって決定する。なお、決議が同数の場合には会長が決定する。
  2. 総会は年に 1 度行う。
  3. 役員の選任、運営方針や活動計画、予算・決算などの承認等は総会を開催し、出席者の過半数の同意をもって決定する。
  4. 諸問題が発生した場合は、隨時役員会を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第7条 (活動)** 本会の活動は以下のとおりとする。
1. 月に数回程度の「ミニ情報」配信。
  2. 年に 3 回程度の「ニュースレター」配信。
  3. 年に 3 回程度の「例会」開催。
  4. 必要に応じて「研究紀要」発行。
- 第8条 (財務)**
1. この活動に必要な資金は、構成員からの会費を充てるものとする。
  2. 会費は年額 2,000 円とする。
  3. 本会の予算は毎会計年度の開始前に役員会の承認を受けるものとし、決算は毎会計年度終了後においてその承認を得るものとする。
  4. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。
- 第9条 (改正)** 本規約は過半数の役員の同意をもって改正することができる。
- 第10条 (設立年月日)** 本会の設立年月日は令和 4 年 3 月 19 日とする。
- 第11条 (規約施行日)** 本会則は令和 4 年 3 月 19 日より施行する。
- (付則) 第 8 条に 2 項を追加し、この改正規約は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。